

## 実態調査結果

# 1 調査の概要

## 1 調査目的

介護保険施設等における身体拘束に関する状況等を把握し、その結果を施設等に周知するとともに、県としての身体拘束の廃止に向けた取組みを支援する施策・事業を展開していく為の基礎資料とする。

## 2 調査対象

介護保険施設及び指定居宅サービス事業所の種別	対象施設	調査票での略称
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	279	特養
介護老人保健施設	160	老健
介護療養型医療施設	53	療養型
指定特定施設入居者生活介護事業所 （有料老人ホーム、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム A 型・B 型、ケアハウス）	327	指定特定施設
認知症対応型共同生活介護事業所 （認知症高齢者グループホーム）	501	G H
合計	1320	-

\*平成21年1月1日現在で神奈川県内に開設している施設を調査対象とした。

## 3 調査票の配布

平成21年1月30日（金）

## 4 調査期間

平成21年2月1日から2月28日

## 5 調査票の回収期日

平成21年3月16日（月）

## 6 調査内容

別紙「調査票」のとおり

## 7 調査票の配布・回答の回収方法

調査票は対象施設に郵送で配布し、回答は郵送、ファクシミリ、電子メールにより回収した

## 8 その他

調査結果の比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで表示している

## 2 調査結果の概要

## 傾向分析及び課題について

### (1) 傾向

身体拘束の実施施設の割合は、前回（平成19年度）の30.3%から今回28.7%に、拘束を受けていた利用者の割合も3.2%から2.5%に減少している。また、身体拘束の廃止に向けた取り組みをしている施設の割合は、全体で93.2%から95.9%に、身体拘束を行うことによる弊害の認識・対応をしている施設の割合は、全体の93.7%から95.9%に増加しており、各項目において、若干ではあるが、改善が見られた。

身体拘束廃止推進モデル施設の知名度は、62.1%で、前回調査時（50.1%）よりも、大幅にアップしているが、その活用度は、37.3%（前回36.5%）で、ほとんど変化がない。

身体拘束の具体的行為11項目以外で「拘束」若しくは「権利擁護を尊重すべき点」として、目に見えない拘束の廃止、アセスメントの重要性、接遇マナー（言葉、振舞い等の徹底）の向上など、各施設において幅広く検討している様子が伺える。

### (2) 課題

実際に行なっていた身体拘束を行為別に見ると、施設種別により多少の違いはあるが、全体では、「ベッドを柵で囲む」、「車いすにベルト等をつける」、「ミトン型の手袋をつける」が前年度同様で上位3項目となっており、具体的行為の中でも、特に身体拘束を外すのが、困難な行為であるといえる。困難事例への対応など、実践的な研修の必要がある。

身体拘束の廃止が困難な理由は、前年度同様で「安全のため家族が拘束を希望」、「職員が少ない」、「事故が起きた場合、家族の苦情や損害賠償請求が心配」が、上位3項目を占めている。また、自由意見からも、家族への説明の難しさや、家族との連携の重要性についての意見が多いことから、家族・一般県民を対象として継続的に普及啓発等を行う必要がある。

身体拘束廃止推進モデル施設に対する一定のニーズはあるものの、実際にモデル施設を活用するまでは、至らない施設が多いので、引き続き、認知度・活用度の向上を目指し、周知等していく必要がある。

## 1 回収率

回収率は、82.3%で1,086施設から回答があった。

内訳：特養235、老健123、療養型40、指定特定施設286、GH402であった。

## 2 調査対象者

回答のあった施設の調査の対象者は、52,259人であった。

平成21年2月の1ヶ月間に全日施設入所していた利用者（月途中の入退所者等を除く）の実人数は、特養17,647人、老健11,375人、療養型2,627人、指定特定施設14,631人、GH5,979人で計52,259人であった。

### 3 身体拘束の有無

1,086施設の28.7%に当たる312施設で身体拘束が行われていた。  
52,259人の2.5%に当たる1,328人に対して身体拘束の対応があった。

### 4 身体拘束の行為別の状況

「ベッドを柵で囲む」・・・35.8%  
「車いすにベルト等をつける」・・・21.4%  
「ミトン型の手袋をつける」・・・20.4%で全体の77.6%であった。

「ベッドを柵で囲む」が763人と一番多く「車いすにベルト等をつける」456人「ミトン型の手袋をつける」が434人でこの3つ行為で全体の77.6%を占めた。

### 5 身体拘束廃止が困難な理由

身体拘束の廃止が困難な理由としては「安全のため家族が拘束を希望」、「職員が少ない」、「事故が起きた場合家族の苦情や損害賠償請求が心配」の比率が高い。

### 6 身体拘束の「廃止」又は「減少」できた理由

身体拘束の「廃止」又は「減少」できた理由としては「ケアの工夫をした」、「家族に理解と協力を求めた」、「管理者が決意し、方針を徹底した」、「職員が弊害等を認識し、意思統一をした」の比率が高い。

### 7 身体拘束廃止推進モデル施設の認知度及び活用の有無

身体拘束廃止推進モデル施設を知っている施設は、6割強である。そのうち、実際の活用状況は、「相談した」、「見学した」、「研修に参加した」を合計すると4割に満たない状況である。